

# 仕 様 書

## 1. 概 要

- (1) 件名 : 令和7年度近畿農政局土地改良技術事務所庁舎で使用する電気の調達
- (2) 需要場所 : 京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地
- (3) 業種及び用途 : 官公署（事務所）

## 2. 仕 様

発注者に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が50%を満たすこと。また、その環境価値について、土地改良技術事務所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

\*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

### (1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6,000V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,000V
- ④ 標準周波数 : 60Hz
- ⑤ 受電方式 : 常時受電方式（1回線のみ）

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 17kW  
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ② 予定使用電力量 : 54,000kWh  
(使用期間の予定使用電力量は別紙1のとおり。)

### (3) 使用期間

令和8年1月1日0:00から 令和8年12月31日24:00まで

### (4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針
- ③ 電力量計の構成 : 変成器付 複合計器（時間帯別・普通級） WM3EJ-R型

### (5) 需給地点

近畿農政局土地改良技術事務所庁舎構内の高圧気中開閉器の電源側接続点とする。

### (6) 電気工作物の財産分界点

上記2.(5)需給地点に同じ

### (7) 保安上の責任分界点

上記2.(5) 需給地点に同じ

### 3. 請求に係る料金の算定

- (1) 使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てることとする。但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。

### 4. 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

#### (1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号））を遵守するものとする。

#### (2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

### 5. その他

- (1) 力率は、使用期間中99パーセントを予定する。（別紙1）
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (3) 再生可能エネルギー電気の確認資料として受注者は、契約期間における電力供給が終了後の翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙2を発注者に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙2提出後、発注者、受注者協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が2.仕様を満たしていない場合、受注者は、2.仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。  
なお、資料の提出が記載の期限により難しい場合はその旨申し出ることとし、別紙2の様式については内容を網羅していれば任意様式でもかまわない。
- (4) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率の変動、電力量料金の燃料費等その他の要因による電気料金の調整及び契約書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）による

ものとし、これによりがたい場合は協議する。

- (5) 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を負担するものとする。
- (6) その他この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

## 月別 予定使用電力量及び予定契約電力

	予定使用電力量(kWh)		予定契約電力 (kW)	予定力率 (%)
	その他季	夏 季		
令和8年 1月	5,000		17	99
令和8年 2月	5,000		17	99
令和8年 3月	4,000		17	99
令和8年 4月	4,000		17	99
令和8年 5月	4,000		17	99
令和8年 6月	4,000		17	99
令和8年 7月		5,000	17	99
令和8年 8月		6,000	17	99
令和8年 9月		5,000	17	99
令和8年 10月	4,000		17	99
令和8年 11月	4,000		17	99
令和8年 12月	4,000		17	99
計	38,000	16,000		
合 計	54,000			

夏 季 : 7月 1日から9月30日までの期間

その他季 : 夏季以外の期間

※予定使用電力量は、過去3年間(令和4年7月～令和7年6月)の使用実績の平均値から算出した見込みであるため、変動する可能性があり最低数量を保証するものではない。

## 【参考】至近1年間の最大需要電力の月別実績 (kW)

令和6年7月	16	令和7年1月	14
令和6年8月	17	令和7年2月	14
令和6年9月	16	令和7年3月	12
令和6年10月	11	令和7年4月	9
令和6年11月	11	令和7年5月	11
令和6年12月	14	令和7年6月	17

## 特定電源割当証明書

分任出負担行為担当官  
近畿農政局土地改良技術事務所長  
森田 明宏 殿

○〇県○〇市○〇  
株式会社○〇〇  
代表取締役 ○〇 ○〇

以下の通り近畿農政局土地改良技術事務所に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、近畿農政局土地改良技術事務所に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

### 1 お客様情報

お客様番号 ○〇〇〇  
需要施設名 近畿農政局土地改良技術事務所庁舎  
需要施設住所 京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地  
契約電力 ○〇〇〇kW

### 2 供給期間

○年○月○日～○年○月○日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別添のとおり)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月 (見込)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

担当者等連絡先	
部署名:	
責任者名:	
担当者名:	
T E L:	
FAX:	
E - mail:	

